

従業員の給与アップと所得拡大促進税制

会社を経営しています。会社の利益が出るようになってきたので、従業員の給与金額を少し上げようかと考えています。従業員への給与金額を上げると税額が少なくなる制度ができたと聞きましたが、その内容を教えて下さい。



平成25年度税制改正では、従業員への給与などの支給額を上げた場合に、税額控除ができる「所得拡大促進税制」という制度が創設されました。

1 適用できる事業年度

所得拡大促進税制を適用できる事業年度は、以下の通りです。

- ①法人の場合…平成25年4月1日から平成28年3月31までの期間内に開始する各事業年度。
- ②個人事業主の場合…平成26年1月1日から平成28年12月31日の各年。

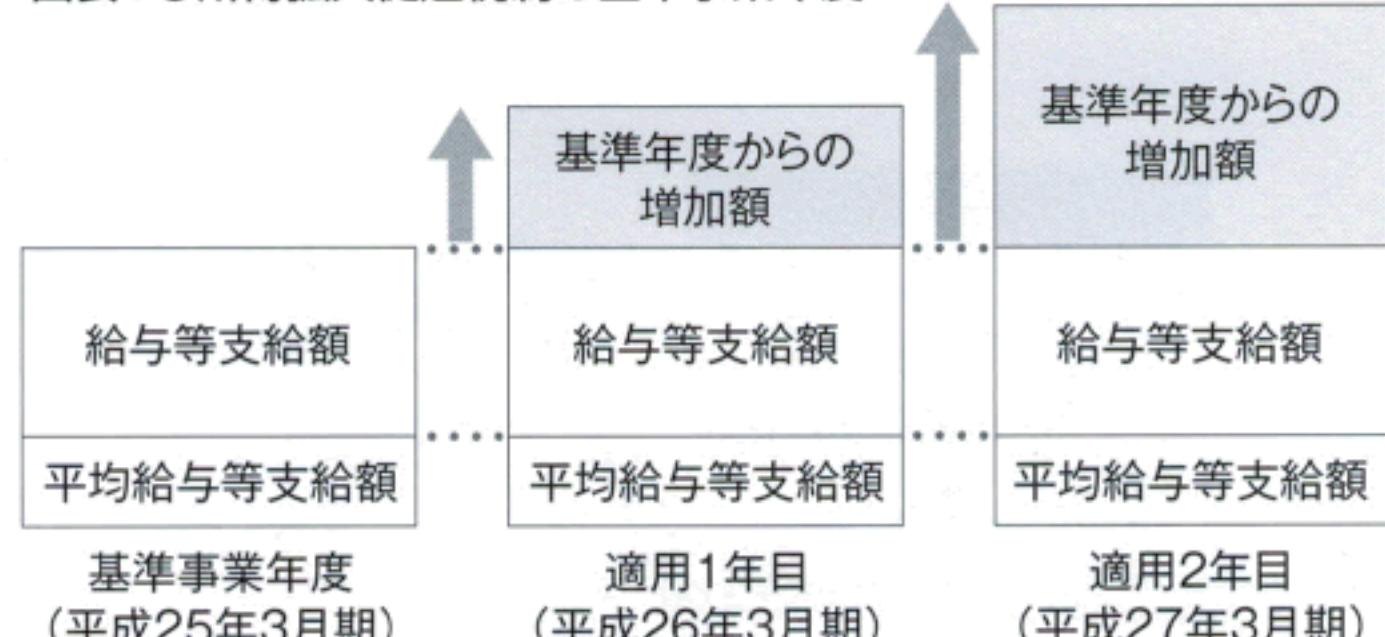
2 所得拡大促進税制の概要

所得拡大促進税制は、以下の3つの要件を満たした場合、従業員に対しての給与等の支給増加額について、10%の税額控除ができる制度です。税額控除できる税額の限度額は、その適用事業年度における法人税の額の20%(大企業は10%)、個人事業の場合は所得税額の20%となります。

- ◆要件①:給与等支給額が基準事業年度*の給与等支給額と比較して5%以上増加していること
- ◆要件②:給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ◆要件③:平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

*基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度直前の事業年度をいいます。→3月決算法人の場合、平成25年3月期が基準事業年度となります(図表1参照)。

図表1●所得拡大促進税制の基準事業年度



3 本制度の利用にあたり

本制度は青色申告書を提出している法人または個人事業主が対象となります。利用に際し、所定の書類の提出や届出など、特段

の手続きの必要はありません。ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税(個人事業主の場合は所得税)の確定申告書に、控除を受ける金額およびその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

4 対象となる給与等支給額

「給与等支給額」とは、従業員に支給する給与、賞与等の額です。役員と役員の親族、使用人兼務役員に対して支給する給与等は除かれます。

「平均給与等支給額」は、給与等支給額を、適用事業年度における給与等支給者の人数で除して計算した金額をいいます。文章だけでは分かりづらいので、図表2のケースで説明します。

- ◆要件①:給与等支給額が基準事業年度に比べ、180万円(11.1%)の増加(5%以上、要件①に該当)。
- ◆要件②③:給与等支給額、平均給与等支給額とともに、前事業年度を下回っていません(要件②③に該当)。

これにより、所得拡大促進税制の3つの適用要件を満たしていますので、適用1年目の法人税額の20%(250万円×20%=50万円)を限度に、支給増加額の10%(180万円×10%=18万円)を法人税額から控除することができます。

図表2●給与等支給額・平均給与等支給額の例(中小企業のケース)

単位:万円					
事業年度	決算期	給与等支給額	支給者数(※)	平均給与等支給額	法人税額
基準事業年度	平成25年3月期	1,620	60	27	200
適用1年目	平成26年3月期	1,800	60	30	250
増加額	—	180	—	3	—

※5人×12カ月=60人

5 雇用促進税制とのダブル適用は不可

事業年度中に、雇用者数(雇用保険被保険者)を2人以上増加させた場合、雇用者の増加1人当たり40万円の法人税額の税額控除(法人税額の20%を限度)ができる制度(雇用促進税制)と所得拡大促進税制の併用はできません。どちらか一方を選択適用することになります。

また、従業員を新たに雇い入れる場合の助成金(トライアル雇用奨励金など)と所得拡大促進税制を併用することは可能ですが、給与等支給額を計算する際は、実際に支給した額から助成金を控除して、要件の判定や控除を受ける金額の計算を行うことになります。